

衆議院 第百六十八回国会 安全保障委員会 議 録 第三号

平成十九年十一月十五日(木曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 嘉数 知賢君

理事 今津 寛君 理事 北村 誠吾君

理事 武田 良太君 理事 仲村 正治君

理事 山口 壯君 理事 渡辺 周君

理事 赤松 正雄君

安次富 修君 赤城 徳彦君

大塚 拓君 瓦 力君

木原 稔君 木村 太郎君

寺田 稔君 浜田 靖一君

福田 良彦君 山内 康一君

津村 啓介君 長島 昭久君

三谷 光男君 吉田 泉君

赤嶺 政賢君 辻元 清美君

防衛大臣 石破 茂君

防衛副大臣 江渡 聡徳君

防衛大臣政務官 寺田 稔君

安全保障委員会専門員 板垣 芳男君

委員の異動

十一月十五日

辞任

神風 英男君

馬淵 澄夫君

同日

辞任

三谷 光男君

補欠選任

吉田 泉君

三谷 光男君

補欠選任

馬淵 澄夫君

吉田 泉君 神風 英男君

十一月五日

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)は本委員会に付託された。

十月三十一日

住宅防音工事の助成において、大和市域の全ての告示後住宅を法的措置に基づいて予算化するなど助成の対象とすることを求める意見書(神奈川県大和市議会)(第二五三〇号)

十一月五日

自衛隊演習に伴う砲撃騒音対策を求める意見書(北海道恵庭市議会)(第二六二二号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○嘉数委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。石破防衛大臣。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○石破国務大臣 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて防衛省職員の給与について所要の措置を講ずるほか、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改めるものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて自衛隊教官及び自衛官の若年層の俸給月額を改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定することとしたしております。

第二点は、一般職の職員と同様に専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設を行うこととしたしております。

第三点は、任用期間を定めて任用されている自衛官で育児休業等により勤務しない期間のあった隊員に対する退職手当について除算規定の整備を図ることとしたしております。

そのほか、附則において、施行期日及び経過措置等について規定いたしております。

なお、事務官等の俸給並びに扶養手当及び勤勉

手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○嘉数委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十六日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散會

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律昭和二十七年法律第二百六十六号の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「十万六千六百円」を「十万八千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

260,400		262,100		272,000		220,000		253,600		別表第一中
262,400		264,100		274,100		221,900		256,300		
264,400				276,200		224,600		259,000		
266,400				278,200		227,300		261,700		
				280,200		230,000				
268,400				282,200				264,400		
270,300				284,200				267,100		
272,200						1等陸尉 1等海尉 1等空尉		232,800		
274,100						俸給月額		235,700		
						円		238,600		
275,800				286,100				241,500		
277,600				287,800						
279,400				289,500				275,200		
281,200				291,200				277,900		
				292,900				280,600		
283,000				294,900				283,300		
284,700				296,900						
286,400				298,900				285,900		
288,100				300,800				288,600		
				302,900				291,300		
289,800				305,000				294,000		
291,600				307,100						
293,400								286,600		
295,200								258,100		
								260,700		
296,900								263,300		
298,800										
300,700								265,900		
302,700								268,500		
								271,100		
								273,700		
								276,300		
								278,900		
								281,500		
								284,100		
								286,600		
								289,200		
								291,700		
								294,200		
								206,600		
								208,500		
								210,400		
								212,300		
								214,000		
								216,000		
								218,000		
								238,500		
								239,500		
								240,500		
								241,600		
								243,600		
								245,600		
								247,600		
								249,600		
								251,600		
								253,600		
								255,600		
								257,400		
								259,200		
								261,000		
								262,800		
								264,600		
								266,400		
								268,200		
								270,000		
								271,600		
								273,300		
								275,000		
								276,700		
								278,400		
								280,100		
								281,800		
								283,500		
								285,200		
								286,900		
								288,600		
								290,300		
								291,900		
								293,900		
								295,900		
								297,900		
								239,500		
								240,500		
								241,600		
								243,600		
								245,600		
								247,600		
								249,600		
								251,600		
								253,600		
								255,600		
								257,400		
								259,200		
								261,000		
								262,800		
								264,600		
								266,400		
								268,200		
								270,000		
								271,600		
								273,300		
								275,000		
								276,700		
								278,400		
								280,100		
								281,800		
								283,500		
								285,200		
								286,900		
								288,600		
								290,300		
								291,900		
								293,900		
								295,900		
								297,900		
								239,500		
								240,500		
								241,600		
								243,600		
								245,600		
								247,600		
								249,600		
								251,600		
								253,600		
								255,600		
								257,400		
								259,200		
								261,000		
								262,800		
								264,600		
								266,400		
								268,200		
								270,000		
								271,600		
								273,300		
								275,000		
								276,700		
								278,400		
								280,100		
								281,800		
								283,500		
								285,200		
								286,900		
								288,600		
								290,300		
								291,900		
								293,900		
								295,900		
								297,900		
								239,500		
								240,500		
								241,600		
								243,600		
								245,600		
								247,600		
								249,600		
								251,600		
								253,600		
								255,600		
								257,400		
								259,200		
								261,000		
								262,800		
								264,600		
								266,400		
								268,200		
								270,000		
								271,600		
								273,300		
								275,000		
								276,700		
								278,400		
								280,100		
								281,800		
								283,500		
								285,200		
								286,900		
								288,600		
								290,300		
								291,900		

208,500	210,500	212,500	214,500	216,400	218,200	220,000	221,800	223,500	225,300	227,100	228,900	230,500	231,700	232,900	234,100	235,200
212,200	214,100	215,900	217,700	219,500	221,200	223,000	224,800	226,600	228,200	229,400	230,600	231,800	232,900	234,100	235,200	236,300
271,600	273,100	274,600	276,200	277,700	279,200	280,700	282,300	284,000	285,700	287,400	289,100	290,800	292,500	294,200	295,900	297,600
206,900	209,500	212,200	214,300	216,400	218,500	220,700	222,700	224,700	226,700	228,600	230,500	232,400	234,300	236,300	238,300	240,300
249,100	250,700	252,300	253,900	255,400	257,100	258,800	260,500	262,200	263,800	265,400	267,000	268,700	270,300	271,900	273,500	275,200
289,500	291,300	293,100	294,900	296,700	298,500	300,300	302,100	303,900	305,700	307,500	309,300	311,100	312,900	314,700	316,500	318,300
に、																
に、																
を																
を																
に改める。																

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条第十項第一号中「同法」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、同条第七項中「第三項」を第五項に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第六項第一号」と読み替えるものを「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「により第三項を」により第五項に改め、同項第一号中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「第三項」を「第五項」に改め、「に掲げる任用の区分に従い当該各号」を削り、「日数」の下に「休職等の日」が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項第二号中「第二項又は第四項」を「第三項又は第六項」に、「これらの規定」を「第三項、第四項、第六項及び第七項の規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項（第七項）」を「第五項（第十項）」に改め、「以下」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項各号」を「第三項各号」に、「第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の場合において、休職等の日がその延長された期間にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項前段の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数を当該延長された期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実には職務をとることを要しない日（以下「休職等の日」という。）が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一（第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。）に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。）を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）

二 自衛隊法第四十六条第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業

第二十八条の二第三項中「同条第十項各号」を「同条第十三項各号」に改める。

第二十八条の四中「第二十八条第二項ただし書、第六項第二号」を「第二十八条第三項ただし書、第九項第二号」に、「第九項第一号」を「第十二項第一号」に改める。

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び別表第十」を、「別表第十及び別表第十一」に改める。

第四条の二第一項中「及び別表第五」を、「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「及び別表第十」を加える。

第五条第一項第三号中「別表第十」を「別表第十一」に、「若しくは別表第五」を「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「若しくは別表第十一」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六条、第六條の二第二項及び第七條第二項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

第十四条第一項中「事務官等には初任給調整手当の下に」、専門スタッフ職調整手当を加え、同条第二項中「第十條の三」の下に、「第十條の四」を加える。

第二十二條の二第二項中「職員」の下に「及び一般職給与法別表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの」を加え、同条第三項及び第四項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第二十五條第三項中「俸給」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加え、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する」に改める。

第二十七條第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第五条及び第九條の規定
平成二十年一月一日

二 第三条並びに附則第七條、第八條及び第十條の規定
平成二十年四月一日

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する

る法律第二十五條第三項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
第二条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、防衛省令で定める職員、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、防衛省令で定める。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整)
第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動の日において、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)
第四条 改正後の給与法の規定を適用する場合において、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(退職手当の計算方法に関する経過措置)
第五条 任用期間を定めて任用された自衛官が、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)前に自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十三條の規定による休職若しくは同法第四十六條第一項の規定による停職にされ、又は国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第二十七條第一項において準用する同法第三條第一項の規定による育児休業(二部施行日以後に同法第四條の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延長した期間を除く。)をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算については、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)
第七条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十二号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。
九 給与法第四條第一項の規定により一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員
第二条第三項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。
第八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第三号二中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條中「防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)」を「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)」に、「第二十八條第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項」を「第二十八條第三項ただし書(同条第六項後段において準用する場合を含む)、第九項第二号及び第三号並びに第十二項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第一項中「別表第十、特定任期付職員等俸給表又は別表第十一、特定任期付職員等俸給表」に改め、「別表第三まで」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第二條の規定による改正前の一般職給与法別表第十」を加える。

理 由
一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年十一月二十一日印刷